

広島地方裁判所三次支部令和4年(ワ)第14号 損害賠償請求事件

令和5年3月20日 広島地方裁判所三次支部 御中

原告 高野邦夫

被告 国

釈明事項

記

第一. 始めに

1. 以下においては、原告を単に私、被告国を単に国、広島地方裁判所三次支部平成30年(ワ)第19号損害賠償請求事件(甲第2号証)を前訴、前訴で問題となった庄原警察署宛告訴(状)を前告訴(状)1、検察官宛の告訴(状)を前告訴(状)2、前告訴(状)1,2の被告訴人津田廣夫を廣夫、廣夫の行った邸宅侵入・傷害事件を前事件、庄原区検察庁副検事牛尾昌伸(平成29年12月14日当時)を牛尾副検事、庄原簡易裁判平成29年(ハ)第8号事件を他訴1、庄原簡易裁判平成29年(ハ)第14号事件を他訴2、その他の用語については随時補充いたします。なお引用法令は主として模範六法2021年版(電子版)からコピーして貼付けしたものです。

第二. 釈明事項

1. 国の第1準備書面5頁の3では、庄原警察署から送致を受けたのは「本件暴行事件」となっている。然るに、送致番号簿(甲第5号証)によれば「傷害」とある。この同じ社会的事実の齟齬について釈明を求める(求釈明1)。

3 原告から告訴状の提出を受けた状況等

平成29年6月12日、原告が広島地方検察庁三次支部を訪れ、対応した同支部職員に対し、同日付けの告訴状(原告を告訴人、被疑者を被告訴人、罪名を住居侵入及び傷害としたもの)を提出したため、同支部は、同告訴状を広島地方検察庁に回付した。広島地方検察庁検察官において原告の上記告訴状を受理すべきかどうかを審査した結果、原告が告訴した内容は、住居侵入に係る事実が付け加えられたことを除いては、同月9日に庄原警察署から送致を受けた本件暴行事件に係る犯罪事実とほぼ同様の内容であったことから、本件暴行事件の送致を受けていた庄原区検察庁において、同告訴状を受理するのが相当と判断し、同告訴状を庄原区検察庁に回付し、平成29年6月16日付けで庄原区検察庁はこれを受理した(以下、原告が告訴した事件のことを「本件告訴事件」という。)

送致番号簿(甲第5号証)より抜粋

23	致・付 2)	6月6日 地方・区・家	[Redacted]	[Redacted]	現速 緊速 通速 任意 送致前釈放	身柄付 上記以外	交通切符 交通切符少年 基本 時効 成簡 少簡 詰録 終結 特例 簡台 交前 交通切符 交通切符少年
	致・付 3)	6月9日 庄原 地方 区 家	後告	津田廣雄 (地破)	現速 緊速 通速 任意 送致前釈放	身柄付 上記以外	交通切符 交通切符少年 基本 時効 成簡 少簡 詰録 終結 特例 簡台 交前 交通切符 交通切符少年

2. 庄原日赤病院の診断書(甲第30号証)の原本は、平成29年5月26日に庄原警察署へ提出したものである。庄原警察署が真実平成29年6月9日に検察官に事件送致を行ったのなら、庄原日赤病院の診断書(原本)が添付されていた筈である。何故「本件暴行事件」という言葉が出てくるのか釈明を求める(求釈明2)。

第二. 結語

以上の釈明事項1,2は、極最近気付いた点なのですが、重要と思料されますので、十分な審理を御願ひするところです。

以上原告 ^{このくにお} 高野邦夫